

2022年6月定例県議会 代表質問

2022年6月23日

日本共産党 神山悦子県議

日本共産党の神山悦子です。共産党県議団を代表し、代表質問を行います。

昨日、参議院議員選挙が公示されました。まさに、今回の選挙は、戦争か平和か、そして、物価高騰が続く今、国民の暮らしをどう守るのか、この2つが大きな争点です。

2月24日にロシアが一方的にウクライナに軍事侵略してから、明日でちょうど4ヶ月。国連総会は、加盟国の7割、140カ国以上の賛成でロシアに対する「国連憲章違反」「国際人道法違反」の2つの決議を採択しました。全世界が「国連憲章守れ」の一点で結束し、国際世論で包囲していくことが侵略を止める一番の力です。

今日は、沖縄県が定めた「慰霊の日」です。77年前の沖縄の悲劇を再び繰り返してはなりません。ところが、自民党は、ウクライナ危機に乗じて「敵基地攻撃」あるいは「反撃能力」の保有、軍事費2倍化、憲法9条改定を公約に掲げました。維新の会は唯一の戦争被爆国にあるまじき米国との「核共有」をあおっています。

日本共産党は再び戦争する国づくりには、断固反対です。戦前から命がけで侵略戦争に反対し、弾圧もされましたが、節を曲げずに一貫して反戦平和、自由と民主主義、男女平等を掲げ、今年7月で党創立100周年を迎えます。旧ソ連やロシア、中国、アメリカの覇権主義を厳しく批判してきました。

いま、日本がやるべきことは、アメリカいいなりの大軍拡をやめ、紛争を戦争に発展させないために憲法9条を生かした外交努力を行うことです。すでに、東南アジア諸国連合ASEANが進めている平和の枠組みを、東アジア全体に広げアジアの平和に力を尽くすことです。

一方、物価高騰が国民・県民生活をいっそう苦しめています。大企業いいなりにアベノミクスで異次元の金融緩和をすすめてきたことが、円安と物価高騰を招いたのです。日本共産党は、弱肉強食の新自由主義に基づく「弱くもろい経済」から「やさしく強い経済」へ大転換し、「平和でも、暮らしでも、希望が持てる日本」にするため全力を尽くす決意です。

さて、知事は今議会の冒頭、この秋の知事選に3期目出馬する意向を表明しました。本県は、東日本大震災・原発事故から12年目に入り、汚染水などの原発事故対応、台風19号や2年連続の地震被害、異常気象による農作物被害、新型コロナウイルス感染症、ロシアによる軍事侵略と物価高騰、食料・エネルギー問題、気候危機、ジェンダー平等など、課題は山積しています。

知事は、政府・岸田政権としっかり対峙し、県民1人ひとりに向き合い、県民の立場から国と東京電力にはっきりものがいえる県政への転換を求め、以下質問致します。

一、憲法 9 条をいかした平和と命を守る県政について

2015 年 9 月、安倍政権は、歴代自民政権がまがりなりにも掲げてきた「専守防衛」を投げ捨て、日本が直接攻撃されていなくても自衛隊が海外で武力行使できると解釈を変え、集団的自衛権行使を容認する「安保法制」・戦争法を強行しました。しかし、これは明確な憲法違反です。

自民党・公明党は、9 条改憲をねらい、新たに自衛隊を加えるだけといますが、後からつくった法律が優先されるのが法の原則です。9 条 1 項の「戦争放棄」と 2 項の「戦力の不保持」は空文化され、日本は戦争できる国になってしまいます。

広島、長崎の原爆投下を受け多くの犠牲の上に立って制定されたのが現憲法です。戦後 77 年間、憲法 9 条があったからこそ、国民の命も自衛隊員の命も守られてきたのです。改憲は、県民にも直接影響が及びます。

① 県民の命と平和を守るため、憲法 9 条に自衛隊を明記する改定に反対すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

岸田政権は、今月 7 日、2022 年の経済財政運営と改革の基本方針、いわゆる「骨太の方針」を閣議決定し、財源も示さずに防衛力を 5 年以内に抜本的に強化すると明記しました。そして、日本の防衛費を対 GDP 比 2 %、現行の 2 倍の 11 兆円以上に引き上げるとしていますが、世界第 9 位からロシアを抜いて第 3 位の軍事大国となります。しかし、例えばこの 6 兆円を教育に回せば、大学の学費も高校の授業料以外の学費も幼児教育も無償化でき、小中学校の給食費無償化も実現できます。

② 防衛力を 5 年以内に抜本的に強化すると明記した「骨太の方針」は、県民の暮らしを支える福祉・教育費の削減など、地方財政に影響を与えたいと思いますが、知事の考えを尋ねます。

二、物価高騰から暮らしを守る対策について

岸田政権は、失敗したアベノミクスを正当化する「新しい資本主義実行計画」を閣議決定しました。一方、日銀の黒田総裁は「家計は値上げを許容している」などと発言し、国民の怒りが広がりました。撤回したもののあまりにも国民の現状とかけ離れた発言です。そもそも黒田総裁こそ、円安と物価高騰を招いた当事者です。今年 4 月、政府は原油価格・物価高騰等総合緊急対策として予備費で 1 兆円、本県には約 52 億円が交付され、ようやく昨日この補正予算が示されたばかりです。

緊急の経済対策として最も有効なのは、消費税減税です。岸田政権は一貫して背を向けていますが、海外では新型コロナや物価高騰対策として 90 を超える国・地域が消費税・付加価値税の減税を実施しています。今月 10 日、野党 4 党は、消費税減税とインボイス制度の廃止を盛り込んだ消費税野党共同法案を国会に提出しました。

- ① 有効な物価高騰対策として、消費税率5パーセントへの減税を国に求めるべきですが県の考えをうかがいます。

さらに、売上げ1,000万円以下の非課税事業者やフリーター、シルバー人材センターなどに新たな消費税の課税を強いるインボイス中止を求める意見書採択は、現在272まで広がっています。

- ② 適格請求書等保存方式いわゆるインボイス制度の導入中止を国に求めるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

この6月に支給された4～5月分の年金額は、物価高騰の中で0.4%も引き下げられ、年額で5千円も減額されると年金受給者から怒りの声があがっています。年金は老後の生活を支えるだけでなく地域経済を支える柱です。さらに、10月から75歳以上の高齢者医療費窓口負担が1割から2割へ、2倍に引き上げられれば、約370万人、1人あたり年間5万2千円の負担増となります。

- ③ 年金の引下げと後期高齢者の医療費に係る窓口負担の2倍化を中止するよう国に求めるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

一方、アベノミクスで儲けた大企業の内部留保金は466兆円、この8年間で133兆円も増えました。その一方で、労働者1人当たりの実質賃金は年間22万円も減っています。日本共産党は、大企業の内部留保の一部2%程度、5年間限定で課税し、税収10兆円を確保し、中小企業を支援しながら大企業も含めて賃金引き上げ減税と脱炭素社会へのグリーン投資減税を行ない、最低賃金は時給1,500円以上、月収手取り20万円以上へ、賃金が上がる国にするよう提案しています。

- ④ 最低賃金を時給1,500円以上に引き上げるよう国に求めるべきですが、県の考えをうかがいます。

三、新型コロナウイルス感染症対策について

コロナウイルスの陽性者は、4～5月がピークでしたが、今月に入り減少傾向にあるとはいえ、児童福祉施設等でのクラスターが続いています。

- ① 児童福祉施設等への抗原定性検査キットの無償配布を継続して実施すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

ところで、デルタ株やオミクロン株による後遺症・り患後症状は長期化し、仕事が続けられなくなったり、日常生活もできなくなるなど、深刻な事例が報告されています。診察する病院の拡充、低い診療報酬の引き上げ、患者の生活サポート、周囲の理解促進が求められています。

- ② 新型コロナウイルス感染症のり患後症状の相談窓口を設けるべきと思いますが、県の考えをうかがいます。

次に、ケア労働者への賃上げについてです。

新型コロナウイルス感染症の現場で働く看護師、介護士、保育士、放課後児童支援員などケア労働者の処遇改善がようやく実施されたものの、他産業に比べて低い賃金への対応策としてはまったく不十分で、期限も今年9月までとなっています。10月以降は診療報酬や運営費の中でとされていますが、利用者等の負担とならない形とすべきです。

- ③ 保育士や放課後児童支援員の処遇改善臨時特例事業について、民営施設と公営施設の実施率をうかがいます。
- ④ 国による補助が終了する本年10月以降の看護職員と介護職員の処遇改善について、利用者等の負担が生じないよう国に求めるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

四、汚染水の海洋放出について

第一原発からの放射性汚染水海洋放出をめぐる、国の方針決定前も県内7割の42議会が、決定後も28議会が、そして今も漁業者をはじめ多くの県民が反対し撤回を求めています。

昨年12月に東京電力は、来春にも海洋放出することを前提に、海底トンネル等の設備着工の「事前了解」願いを県と立地自治体に提出しました。その一方で、一部の工事を事前了解の対象外とし、準備工事を着々と進めています。

原子力規制委員会は、5月19日、安全性に問題ないとして審査書案を了承し、6月17日までパブリックコメントを行い、7月中にも認可するとされています。

漁業者と「関係者の理解なしには、いかなる処分も行わない」との約束さえ反故にし、汚染水の海洋放出方針を決定した国に対し、知事は未だに明確に国に「撤回」を求めています。

知事は、安全確保協定に基づく事前了解願いは、「設備の安全性を確認するもの」としています。しかし、県が「了解」すれば、海洋放出するための海底トンネル等の工事は着工されるのです。こんな詭弁は通用しません。

- ① 県が、ALPS処理水の海洋放出のための希釈放出設備等の新設に係る事前了解願いに了解することは、事実上、海洋放出を認めることになると思いますが、知事の考えを尋ねます。

国や東京電力は、汚染水のタンクがたまり続けると廃炉作業のための敷地がひっ迫するといいますが、廃炉作業は100年かかるという学会の指摘もあります。北側には未利用地があり、タンク継続は可能です。

むしろ、汚染水を抜本的に抑制する対策こそ必要です。凍土遮水壁は、2017年に345

億円をかけて 2021 年までの暫定設備でした。すでに、一部解けるトラブルも発生しています。

福島大学の柴崎直明教授など地学団体研究会が提言しているように、サブドレンの能力を強化すると共に、従来の土木工法で「広域遮水壁」を建設し、汚染水そのものを増やさないようにすることこそ必要です。

② 原子炉建屋等への地下水流入を抜本的に抑制する広域遮水壁の建設を、国と東京電力に求めるべきと思いますが、県の考えをうかがいます。

五、原発事故集団訴訟の最高裁判決について

原発事故から 12 年目に入りました。私たち共産党県議団は、5 月下旬と今月初めに、浪江町、大熊町、富岡町、双葉町を訪問し、政府による避難地域の医療・介護の免除制度打ち切りや、帰還困難区域解除に伴う除染の在り方などで懇談してまいりました。原発事故による避難者は、県の発表だけでも今も約 3 万人がふるさとに戻れずにいます。11 年経過しても帰還者は圧倒的に少なく、居住者はわずか 30% 台です。

今年 3 月、国と東京電力に損害賠償を求めた福島生業訴訟、群馬、千葉など 6 つの集団訴訟で、最高裁は東京電力の責任を認め、中間指針を上回る賠償額が確定しました。国の「中間指針」が、被害の実態に比べあまりにも低いと判断されたのです。原告にとどまらず、すべての被害者に速やかに追加賠償されるよう、

① 最高裁で確定した集団訴訟の判決を踏まえ、直ちに「中間指針」の見直しを国に求めるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

さらに、今月 17 日、福島が生業訴訟はじめ群馬、千葉、愛媛の 4 件の集団訴訟に対する最高裁判決が下されました。原発を推進してきた国には事故を防ぐあらゆる手立てを講じる責任があります。ところが、岸田政権に忖度し、「想定外」を持ち出し、国の不作為を免罪し、福島の事故を教訓とせず「不当判決」を出したことに強く抗議するものです。

裁判官 4 人のうち 1 人が反対意見を付けました。「国の地震調査研究推進本部の『長期評価』は信頼性が高く、これを受けて東電に対策をとらせていれば事故は回避できた可能性が高い。国の権限を行使しないことは違法」と断じました。国は、この意見を真摯に受け止めるべきです。事故を防ぐ手立ても、責任もとらないのであれば、国として原発を推進する資格はありません。原発はゼロにすべきです。

原発事故から 11 年 3 カ月、あの事故でどれだけ多くの命が奪われ、住む場所も生業も奪われ、人生まで大きく変えさせられたこの苦しみと怒りは、決して消えることはありません。知事が認めたように、福島原発事故は国・東京電力が起こした「人災」です。

② 原発事故の避難者への支援などについて、国が責任を持って長期にわたり継続するよう求めるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

六、福島国際研究教育機構について

国は福島特措法を改定し、イノベ構想の指令塔に位置付けた「国際研究教育機構」ですが、先端産業のための研究とそのための人材づくりをすることをしています。一方、岸田政権は軍事大国化をめざし、軍事部品や戦闘機材を国産で調達できるよう大学や研究機関を選定中です。そもそも、原発事故で避難を余儀なくされた住民や県民は、この構想のまったくカヤの外に置かれています。しかも、復興の名で多額の税金が投入されるのは必至です。

福島国際研究教育機構について、復興に便乗した新たな施設整備は中止も含めて見直すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

七、災害対策について

5月末～6月にかけて降ひょう被害が発生し、県北地方はじめ県内18市町村で果樹や野菜など広範囲に及び、被害額は過去2番目の約13億円です。台風19号、モモせん孔細菌病、凍霜害と毎年連続して被災した果樹農家も少なくありません。燃料や資材の高騰、異常な物価高騰が追い打ちをかけ、特別な支援策が求められています。

- ① 降ひょう被害農家に対する長期的な支援を国に求めるとともに、県としても独自に支援すべきと思いますが、県の考えをうかがいます。
- ② 農業経営収入保険について、白色申告でも加入できるよう改善するとともに、保険料を軽減するよう国に求めるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

今回のように自然災害の影響が避けられないのが農業です。ところが、日本の食料自給率は、カロリーベースで37%（2020年）と過去最低を記録。これは、世界172の国・地域中128番目、OECD加盟38カ国中32番目という異常な低さです。飼料用穀物自給率は28%です。

岸田自公政権は、軍事的備えや経済安全保障ばかり強調していますが、ウクライナ危機を受けた今、日本は海外依存をやめ食料主権、食料の安全保障こそ必要です。ところが、昨年の米価暴落を放置したうえ、史上最大規模の減反拡大をすすめるなど、まったく逆行しています。

加えて、昨年暮れに打ち出したのが、水田活用直接支払い交付金・減反奨励金の大幅カットです。今後5年以内に水張りし水田に戻さなければ交付対象からははずすとし、また、多年生牧草への交付金も今年から大幅に減額しました。原発事故後、飯館村で青年農業者が、この交付金を使い牧草で営農していますが、交付金が減らされ400万円から100万円に減収、機械代の借金支払いが困難になったとの声が寄せられています。減反協力農家への重大な裏切りであり、交付金によって、かろうじて維持されてきた麦や大

豆、飼料作物の生産も壊滅しかねません。

- ③ 水田活用の直接支払い交付金について、対象水田の見直しの撤回と農家への交付水準の維持を国に求めるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

日本の農業予算は欧米諸国に比べ極めて少なく、軍事費のわずか4割、2.1兆円です。軍事費を11兆円に増やすより、農家の経営を国が支える時です。

- ④ 農業予算を大幅に増額し、農家への所得補償・農産物の価格保障を実施するよう国に求めるとともに、県も実施すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

次に、災害対策基本条例の制定についてです。

被災者は家を失っただけでなく、仕事などの収入や健康面でも直接・間接的に被害を受けています。被災者一人ひとりが抱える個別の課題に寄り添い、解決を探ろうとするのが「災害ケースマネジメント」です。

鳥取県は、2016年の地震被害を受け、県防災及び危機管理に関する基本条例を制定し、災害ケースマネジメントを明記する条例改正を行いました。全国ではすでに21府県が条例を制定しています。原発事故や連続する自然災害を受け続けている本県こそ制定すべきではないでしょうか。

- ⑤ 災害基本条例を制定し、市町村と連携した災害ケースマネジメントに取り組むべきと思いますが、県の考えをうかがいます。

八、気候危機対策について

4月5日、国連の政府間パネルIPCCの第3作業部会は、さらに、今世紀末に1.5度に抑えるためには、温室効果ガスの排出量を遅くとも2025年までに減少に転じさせる必要があると警告しています。この作業部会のジム・スキー共同議長は「1.5度に抑えたいなら、今しかない。すべての部門で即時かつ大幅な排出削減をしなければ、不可能だ」と強調しました。

- 県は、ようやく2050年カーボンニュートラルロードマップを策定したばかりですが、
① 国連気候変動に関する政府間パネルの警告に沿って、2025年までに温室効果ガスの排出量を減少に転じさせるため、部門別の2030年度の削減目標を前倒しで達成できるよう取り組むべきですが、県の考えを尋ねます。

しかし、国は、原発を推進するとし、さらに、石炭火力を延命させる新エネルギーの水素、アンモニア、CCSを推進しています。日本は、再生可能エネルギーのポテンシャルは何倍もあるのですから、省エネ推進と国産100%の再生可能エネルギーを本気で推進すべきです。

2月県議会で、吉田県議の代表質問に対し、「国のエネルギー政策は、国において検

討された結果であり、県が電源構成に関する目標を掲げることはなじまない」と答弁しましたが、石炭火力発電所の集中立地県である福島県が、CO₂ 排出削減に本気で取り組まない姿勢でよいのでしょうか。まず、国に対し、

- ② エネルギー基本計画について、2030 年までに石炭火力発電を廃止する内容に見直すよう国に求めるべきですが、県の考えを尋ねます。
- ③ 県内の石炭火力発電所を 2030 年までに廃止するよう事業者に求めるべきですが、県の考えを尋ねます。

九、子どもへの支援と教育の充実について

日本は、G7 諸国の中で最悪の自殺率、いじめ、不登校、児童虐待など深刻な現状にあります。岸田政権は「こども家庭庁」を来年4月に設置しますが、日本の子どもの深刻な現状への分析的な認識は何一つ示されていません。国連子どもの権利条約、国連子どもの権利委員会の勧告に基づき、子どもの人権を認め、子どもに最善の利益を保障することが行政にも求められています。

文科省は、物価高騰の臨時交付金を活用し、これまで通り栄養バランスや量を保った学校給食等が実施されるよう自治体に通知しました。これを活用しつつ、県内の7割、45 市町村が小中学校の学校給食費を全額無償または一部補助を実施していることから、物価高騰が続く中、子育て・教育にかかる保護者負担の軽減は急務です。

- ① 市町村立小中学校の給食費の無償化を今こそ県の制度として実施すべきですが、県教育委員会の考えをうかがいます。

県立高校の教室エアコン代が、燃油の高騰で昨年度比 1,500 円も上げた高校もあります。また、今年度から導入されたタブレット端末 5 万円も大きな負担です。全国約半数の都道府県は、タブレット端末を全額無料にしています。

- ② 県立高等学校のエアコンと 1 人 1 台タブレット端末は、保護者負担をなくし、県が整備すべきと思いますが、県教育委員会の考えをうかがいます。

次は、県立高校統廃合についてです。

「前期」実施計画は、「1 学年 3 学級以下」を統廃合の対象とし、保護者や地域住民、自治体の首長などが反対しても計画を強行してきました。

県立南会津高校と田島高校も統合するとし、通学手段がないまま来年4月に開校を決定し、去る6月14日、ようやく住民から要望されていた懇談会を開催しました。県教育長は、この懇談会で謝罪されたようですが、

- ③ 県立校高等学校改革前期実施計画を、住民との合意がないまま強行してきたことについて県教育委員会の考えを尋ねます。

2月県議会で、2024～2028年度の「後期」実施計画が示されましたが、そもそも、本県が全国に先駆け実施している小中学校の30人学級を高校では実施しようとせず、計画ありきで進めようとしています。しかし、地域に県立高校がなくなれば、過疎化がいつそうすすみ地域全体が疲弊すると民間のシンクタンクも指摘しています。また、「特色化」は、生徒を選別し卒業後に社会で果たすべき役割まで結び付けることは、本県の高校教育ひいては小中学校の教育をもゆがめていくことになります。

④ 県立高等学校改革後期実施計画は中止すべきと思いますが、県教育委員会の考えをうかがいます。

十、ジェンダー平等の推進について

日本のジェンダー平等度は、120位と世界最低クラスです。日本の女性の賃金は男性の6割程度、一生で1億円もの差となり年金額にも影響します。国は、ようやく300人を超える企業に対し、男女賃金格差の実態公表を義務づける方針を示しました。県内には167社あります。

① 国が企業に対し、男女の賃金差の公表を義務付ける方針を示したことを踏まえ、県内企業の実態を把握し、是正に向けて取り組むべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

最後に、パートナーシップ制度についてです。

パートナーシップ制度は、今年6月時点で全国218自治体が導入し、人口普及率は52.6%です。兵庫県明石市は、全国に先駆け互いを人生のパートナーまたは家族として尊重し、継続的に協力しあう二者と、ほかに子どもがいる場合も届出があれば市が証明するパートナーシップ・ファミリーシップ制度を策定しました。

② 県がパートナーシップ制度を創設し、市町村における制度導入を支援すべきと思いますが、県の考えをうかがいます。

以上で、私の代表質問を終わります。

【答弁】

内堀雅雄知事

神山議員の御質問にお答えいたします。

「骨太の方針」による地方財政への影響についてであります。

本県は、複合災害からの復興に加え、新型コロナウイルス感染症対策、さらには、度重

なる自然災害からの復旧など、多くの困難を抱えております。こうした課題の克服に必要な広範かつ多額の財政需要に確実に対応するとともに、医療・福祉や教育環境の充実など、きめ細かな行政サービスを提供するためには、地方財政の基盤となる一般財源総額の確保が極めて重要であります。

このため、先般の政府要望でも、私から直接、一般財源総額の確実な確保と充実について、国へ求めたところであり、令和6年度までの確保が明記された昨年の「骨太の方針」の考え方は、維持されるものと認識しております。引き続き、全国知事会とも連携を図りながら、安定的かつ十分な財源の確保をあらゆる機会を捉えて国に求めてまいります。

あわせて、優先度を踏まえた不断の見直しによる効果的な施策の展開に努めるなど、持続可能な財政運営にも配慮しながら、一日も早い復興・創生の実現と県民の皆さんの安全・安心な暮らしの確保に取り組んでまいります。

次に、ALPS処理水の希釈放出設備等の新設に係る事前了解につきましては、安全確保協定に基づき、東京電力が計画している設備等について技術的な事項や必要な安全確保対策等が講じられているかを確認するものであります。

県では、これまで、廃炉安全監視協議会等を開催し、東京電力の計画や、原子力規制委員会です承された審査書案について確認を行ってまいりました。引き続き、関係市町村や専門家の意見を伺いながら、計画の安全面について確認を行ってまいります。

ALPS処理水の取扱いについては、政府において、昨年4月に基本方針が決定され、また、昨年12月には、基本方針の実行に向けた行動計画が策定され、国内外への情報発信や水産物の需要変動に備えた基金創設など、農林水産業や観光業等に対する具体的な取組が示されました。

一方で、今もなお、海洋放出への反対や新たな風評への懸念など、様々な意見が示されていることから、今月10日に、経済産業大臣に対し、改めて、関係者の理解醸成や万全の風評対策に取り組むことなどを求めてまいりました。

処理水の問題は、福島県だけでなく、日本全体の問題であることから、引き続き、行動計画に基づき、政府一丸となって、迅速かつ柔軟な事業執行に全力で取り組み、新たな風評への懸念が生じることのないよう、責任を持って取り組むよう求めてまいります。

一、憲法9条をいかした平和と命を守る県政について

総務部長

憲法9条の改定につきましては、我が国の防衛、安全保障政策に関わる極めて重要な問題であり、国会において、慎重かつ十分な議論がなされるべきと考えております。

二、物価高騰から暮らしを守る対策について

総務部長

消費税率につきましては、国において、原油価格や物価の高騰等による生活や地域経済への影響、社会保障の充実や財政健全化等を踏まえ、総合的に判断されるものと考えております。

商工労働部長

いわゆるインボイス制度の導入につきましては、国において、地域経済や中小企業者への影響を十分考慮の上、判断されたものと考えております。

保健福祉部長

年金の引下げと後期高齢者の医療費に係る窓口負担につきましては、少子高齢化が進む中、持続可能な社会保障制度を構築するため、国において判断されたものと考えております。

商工労働部長

最低賃金につきましては、国が法律に基づき、労働者の生計費や賃金、さらには、企業の生産活動などの経済指標等を考慮して決定するものと考えております。

三、新型コロナウイルス感染症対策について

こども未来局長

児童福祉施設等への抗原定性検査キットの配布につきましては、施設における感染拡大防止を目的として、職員等の自主的な検査の定着を図るために無償で配布することとしたものです。今後は、各施設において自主的に検査が行われるよう、検査キットの継続的な活用を促してまいります。

保健福祉部長

新型コロナウイルス感染症のり患後症状の相談窓口につきましては、まずは、かかりつけ医などの身近な医療機関に相談や受診をしていただき、必要に応じて各地域の専門的な医療機関や、県立医科大学附属病院に紹介する体制を整えているところであります。引き続き、相談窓口の広報等に努めてまいります。

こども未来局長

保育士や放課後児童支援員の処遇改善臨時特例事業の実施率につきましては、保育士においては、民営施設で約96%、公営施設で約27%となっております。

また、放課後児童支援員においては、民営施設で約86%、公営施設で約39%となっ

ております。

保健福祉部長

看護職員及び介護職員の処遇改善につきましては、国において各保険制度等による継続を検討しており、全国知事会を通じて、利用者等に過度な負担が生じることのないよう、国に求めているところであります。

四、汚染水の海洋放出について

危機管理部長

福島第一原発の地下水抑制につきましては、先週、国の汚染水処理対策委員会で、追加的な汚染水発生量抑制対策として、建屋貫通部等の局所的な止水に取り組む方針が決定されたほか、東京電力は、外壁全面の止水や広域遮水壁についても継続して検討すると報告しております。

今後とも、国及び東京電力に対して、廃炉の進捗状況を踏まえ、様々な知見や手法を活用し、更なる抑制に取り組むよう求めてまいります。

五、原発事故集団訴訟の最高裁判決について

避難地域復興局長

原子力損害賠償の中間指針につきましては、4月に実施した原子力損害対策協議会の要望活動において、原子力損害賠償紛争審査会に対し、本県の現状や判決の具体的な分析を踏まえた上で、混乱や不公平を生じさせないよう指針の見直しを含め、適切な対応を求めたところであります。引き続き、審査会における議論の状況を確認しながら、賠償の在り方について、速やかに検討するよう求めてまいります。

次に、原発事故の避難者への支援などにつきましては、これまで、生活再建支援拠点や復興支援員等による見守り・相談対応のほか、古里とのきずなを保つための情報提供、住宅の確保や移転支援などに取り組んでおり、引き続き、国が前面に立ち、必要な事業の財源確保や支援措置などに最後まで責任を持って対応するよう求めてまいります。

六、福島国際研究教育機構について

企画調整部長

福島国際研究教育機構につきましては、世界水準の研究環境の下、国内外の研究者を招へいし、廃炉や避難地域の復興・再生など、福島の中長期的な課題の解決に向けた研究や地域人材の育成等を行うものであり、創造的復興の中核拠点として、地元からの期待も非常に高いものであります。

このため、既存施設の活用ではなく、新たな施設の整備が不可欠と考えております。

七、災害対策について

農林水産部長

降ひょう被害農家への支援につきましては、生産量の確保に向けた技術支援に加え、肥料・農薬等の購入補助や農家経営安定資金の融通、果樹の追加的な管理作業への助成や販売支援などを行うとともに必要に応じ、国の支援を求めてまいります。

次に、収入保険につきましては、農業者の収入を正確に把握する必要があることから、青色申告者が対象となっており、保険料は、農業者の事情に応じたプランを選択できる仕組みとなっております。また、青色申告には、所得金額からの特別控除などのメリットや、白色申告と同等の簡易な方式もあることから、引き続き、関係団体と連携して、これらの周知を図り、収入保険の加入促進に取り組んでまいります。

次に、水田活用の直接支払交付金につきましては、今後5年間、水稲の作付けが行われない水田が一律に対象外とされた場合、営農再開の途上にある被災地や再生産の維持に交付金が不可欠な中山間地域等で、営農に支障が生じるおそれがあります。

このため、生産現場の実情に応じた交付対象水田の見直しを行うとともに、助成水準の維持に必要な財源を確保するよう国に要望しているところであります。

次に、農業予算の増額等につきましては、担い手の育成や農業農村整備など、ソフト・ハードの両面に渡り、本県農業の発展や農家所得の向上等に必要な予算の確保を国に求めるとともに、農業経営の安定に向け、経営所得安定対策や県独自の支援も含む青果物価格安定制度の活用、収入保険や農業共済への加入促進などに取り組んでいるところであります。

危機管理部長

災害ケースマネジメントにつきましては、被災者が抱える様々な課題の解消に向けて、専門家と連携し継続的に支援するものであり、被災者支援における検討課題の一つであると認識しております。

一方、実施に当たっては、個別訪問や助言、相談支援を担う人材と財源の確保を始め、市町村や福祉関係団体、ボランティア等との体制づくりなどの課題があることから、今後、先進事例も参考としながら、市町村等と情報交換を行ってまいります。

八、気候危機対策について

生活環境部長

温室効果ガスの排出削減につきましては、事業者を対象とした、LED照明や省エネ型空調設備等への改修支援を拡充するなど、取組を強化しているところであり、引き続き、県民総ぐるみの省エネルギー対策の徹底や再生可能エネルギー等の最大限の活用などを柱として、削減目標の早期達成に向け、取り組んでまいります。

企画環境部長

エネルギー基本計画につきましては、昨年十月に策定された第六次計画において、電力の安定供給を大前提に、石炭火力発電の電源構成に占める比率をできる限り引き下げることとされております。

国において、現下のエネルギーを取り巻く社会情勢の変化等を踏まえた検討がなされていることから、県としては、この動向を注視しているところであります。

次に、石炭火力発電につきましては、本年3月の地震後に顕在化した電力需給のひっ迫等の状況からも、現時点において、安定電源としての役割を果たしているものと認識しております。国のエネルギー基本計画では、非効率な石炭火力のフェードアウトやアンモニア混焼等による高効率化の推進などが示されており、事業者においても、これらを踏まえた検討を進めていただくべきと考えております。

九、子どもへの支援と教育の充実について

教育長

市町村立小中学校における給食費につきましては、学校給食法により保護者が負担することとされており、その在り方は、学校の設置者である市町村が判断すべきものであることから、県教育委員会による支援については困難であると考えております。

次に、県立高校のエアコンにつきましては、PTAが設置したものも含め、県の予算により更新を進めており、引き続き、計画的に整備してまいります。

また、1人1台タブレット端末については、今年度の入学生から、学校のほかに家庭でも文房具として学習活動等に活用できるよう個人所有により導入したところであり、新たに購入する場合には、推奨機を設定するとともに、家庭の経済状況への配慮が必要であることから、世帯所得に応じて補助を行うこととしております。

次に、県立高等学校改革前期実施計画につきましては、再編整備の対象となる地域において改革懇談会を開催し、改革の必要性や統合校の方向性を説明していく中で、地域によっては、統合による通学の負担や地域の衰退への不安が示されたことから、丁寧な説明を重ねてまいりました。

一部に存続を求める意見はあるものの、「少子化の進展を踏まえれば統合はやむを得ない」、「統合するならば魅力ある学校にしてほしい」など、一定の御理解を頂いたものと考えております。

次に、県立高等学校改革後期実施計画につきましては、急激に進む少子化の中でも、より良い教育環境を提供するため、10年間を見通して改革の方向性を示した基本計画に基づき、後半5年間の具体的な実施方針として策定したものであります。

今月から、再編整備の対象となる地域において改革懇談会を開催しているところであり、その中で御意見を伺いながら、社会の変化に対応した教育環境づくりを進めてまい

る考えであります。

十、ジェンダー平等の推進について

商工労働部長

男女の賃金差につきましては、女性活躍推進法関係法令において、本年7月から、一定規模以上の企業に対し、公表が義務付けられる見通しであることから、その動向を注視するとともに、引き続き、女性活躍推進に関する、経営者を対象としたセミナーの開催や企業の優良な取組を認定する各種制度の周知等により、女性の働きやすい職場環境づくりの促進に取り組んでまいります。

生活環境部長

パートナーシップ制度の創設につきましては、誰もが、性的指向や性自認にかかわらず、等しく尊重され受容される社会を目指す観点から、他の都道府県の導入状況や効果、課題等について情報収集するとともに、住民サービスを提供する市町村等の意向も聴きながら、調査研究してまいります。

【再質問】

神山県議

再質問させていただきます。最初に知事に2つお聞きいたしましたので、この2点お聞きしたいと思えます。最初に骨太の方針に関して、知事の答弁がございました。今までの骨太の方針では、知事の回答である程度分かります。一般財源も含めてちゃんと担保するよというのは当然ですね。ところが今回の骨太方針は、演説でも紹介しましたように、防衛力の抜本的強化というのが入りまして、この骨太方針には明確にはないのですが、報道でもGDP比2%、つまり今の防衛費を2倍にするということなんですね、そうなれば、国全体の財政の仕組みも変わり、地方によこす地方財政についても影響を受けるし、または直接財政面じゃなくても、県民が受ける様々な影響は考えられるわけですね。私はそこが問題だと思って説明を求めたわけですが、ですから、今回の新しい骨太の方針、防衛力を抜本的に強化するというこの立場から見て、本県の地方財政やそして、一般財源である福祉や教育、ここの直接の影響はないのかということについて、何も言及がありませんでしたので、もう一度お答えいただきたいと思えます。実情は私が言うまでもなく、いま物価高騰で本当に県民の暮らしが大変だし、これは一時的なものではありません。今後も秋以降も続くかもしれないし、どこまで続くか分からないという時にこそ、やっぱり県がその役割を發揮するという立場で、知事に答えていただきたいので、もう一度お願いします。

それから、2つ目です。汚染水の海洋放出の関係で、東電からの事前了解についてのご答弁ありました。しかし、どう聞いてもですね、知事の回答は技術的な安全確認にとどまっていますよね。だからこそ、それ以外の理解を促進してほしいとかですね、風評対策をやってほしいと。これいま国あげてやっています、大変なお金もかけてチラシも配りました。そういう問題じゃなくてですね、県民の立場から言うと、漁業者も反対している、一回汚染水を流したら大きな影響がでる、そのための事前了解、新しい設備に着工するかどうか、その事前了解を求められているんです。それを前提とした了解ではないんですか。知事はそこを明確に言わないんですよ。単なる事前了解に了解した、じゃあ、それと県民のさまざまな願い、すべて連動しているじゃないですか。知事が了解すれば、当然着工に向けて来年春に流すと言っているんですから動くことになる。そういう風には思わないのですか。そして、原発事故を受けたのは福島県民ですよ、その県の知事ですよ。これ全国の問題だって言うけど、福島県の知事が海洋放出について方針撤回も求めているし、この問題について安全を確認したからとして進めることになったら、他の県のみなさんや知事がそこまで言えますか。言ったとしても、やはり本県の知事がそこまで言っていないからと言われたらそこまでなんですよ。明確に撤回を求めているならまだしも、そこがないんですよ。知事、その点について何の言及もありませんけれども、海洋放出の方針そのものにどういう態度をとるのか、撤回と言うのですか。そこまで言ってから、この問題について了解するかどうかのお答え、示していただきたいと思います。

それから、避難地域復興局長におたずねします。

先ほどご答弁ありました。最高裁判決について、局長が言うようにですね、今後も避難者への支援を長期にわたってやらなければなりません。この判決はですね、本当に原発避難者の苦しみとか全然触れていないんですね。さまざまな対策をとったとしても、津波対策をとったとしても、事故は起こりえたなどと、とんでもないこと言っているわけです。何の対策もとらなかったからこんなことになったんじゃないですか。そういう意味では福島県民の、被災者のみなさんの苦しみに寄り添っていない。(4人のうち) 1人の判事がまともな意見をあげています。この立場で県も避難者支援もずっと長期的に求めていただきたい、長期にわたる支援が必要だと思っておりますので、もう一度お答えいただきたいと思います。

【再答弁】

内堀雅雄知事

神山議員の再質問にお答えいたします。一般財源は地方財政の基盤であります。その確保は極めて重要であると考えており、福島県として、また全国知事会とも連携をしながら、一般財源総額の確実な確保の充実、これをしっかりと国に求めてまいります。

次に、事前了解につきましては、安全確保協定に基づき、東京電力が計画している設備等について、技術的な事項や必要な安全確保対策等が講じられているかを確認するものであります。ALPS 処理水の取り扱いについては、未だ海洋放出への反対や新たな風評への懸念など、さまざまな意見が示されていることから、引き続き政府に対し、一丸となって、関係者への丁寧な説明や情報発信の充実強化、さらに万全な風評対策に責任をもって取り組むよう求めてまいります。

避難地域復興局長

避難者の支援についてのご質問でございますけれども、現在避難者支援のほか、被災した県民のみなさまを対象とした事業等も幅広くおこなっている現状でございます。今後とも必要であるというふうに認識をしております。引き続き国に対して、必要な事業の財源確保や支援措置を講じるとともに、国が全面に立ち、最後まで責任をもって対応するよう求めてまいりたいと考えております。

【再々質問】

神山県議

知事にもう一度おたずねいたします。汚染水の海洋放出についてです。事前了解するかどうかはまず問題です。知事はどうするんでしょうか。このあたりは全然お答えがありません。でもそれをすすめれば、海洋放出につながる、そして風評対策をやれとか、説明をやれとか繰り返していますが、じゃあそれは、流すことを前提に言っているとは思えません。私はこの漁業者のみなさんの思い、「海洋放出しないでほしい」という声に応えることにはならないと思います。これを聞いて、漁業者や県民のみなさんが安心するとは思えませんし、答えたことになっていないと思います。ですから知事がきちんと、海洋放出方針そのものについて、明確な態度、撤回も含めて表明する、ここが必要だと思えますし、その点でもう一度知事の考えをお聞かせください。

それから、教育長におたずねいたします。高校改革前期実施計画についての答弁もございました。でも反対意見はいつものように言われますけれど、そうじゃないと思えますよ。一番納得してほしい、合意をしてほしい、学校関係者や首長さん、同窓会、いろんな方があの場で、6月14日に改めて開かれた懇談会で、いろいろな意見が出たんで

しょう。何も解決していないじゃないですか。合意が得られたというその姿勢こそが私は問題だと思います。本当に合意が得られないんだったら、方針を変えるとか、いろいろな方法を入れて、改革していくと言うのであれば、教育長がやるべきじゃないですか。そういう意味でも見直しが必要だと思います。ご答弁はまったく不十分です。

後期実施計画のご説明も先ほどありましたが、私は中止を求めました。いま説明会をやっている、そしたらですね、船引と小野の高校統廃合しますよね。それで小野町のみなさんへの説明会の案内が今月3日金曜日にあったけど、6日月曜日が説明会で、3日間しかなかったんですよ。これはホームページで案内して、どうぞご参加くださいという話ですけど、住民のみなさんに丁寧に説明を聞いてもらうとか、合意を勝ち取る姿勢、またここにも無かったと思います。だから後期実施計画についても同じようなことが起きるんじゃないか、そういうことも含めて、私は後期は中止すべきだと思います。この2点にお答えください。

それから、もう1つですね、学校給食の無償化についてです。相変わらず県は、やらないという答弁ですけども、従来とはいま違うと思いますよ。国会でも学校給食無償化の話がどの会派でも問題になりました。給食くらい無償にする、それを市町村だけに任せない、県としてやるという姿勢こそ本当の子育て支援じゃないですか。子どもたちを守ることになるし、保護者の教育費の負担軽減になる、県が踏み出すということです。私が2月に質問したときには、どのくらいの経費がかかるのか質問したわけですけど、70億円弱ですよ。全部県が持った場合です。県が半分持てば、30～40億円出せば、全県どの市町村もできるんです。いま7割の市町村がやっているんです。何らかの補助を。その努力に応じて県もここそ応援するべきじゃないですか。学校給食無償化をぜひ県として実施するよう、再度ご答弁をお願いします。

【再々答弁】

内堀雅雄知事

神山議員の再質問にお答えいたします。ALPS処理水については、国に対し、関係者への基本方針に関する丁寧な説明や処理水についての正確な情報発信を通じ、国内外の理解醸成に取り組むとともに、事業者のみなさんが安心して事業継続できる実効性のある対策を講じるよう求めてきました。引き続き、国・東京電力に対し、関係者にしっかりと向き合い、丁寧に説明を尽くすとともに、新たな風評への懸念が生じることがないように、責任を持って万全の対策を講じるよう求めてまいります。

教育長

まず、前期実施計画に関わって、南会津地区の統合についてでございますけれども、私が就任してから、まず地元の方々のご意見を伺いたいということで、説明会にまいり

ました。その中でさまざまなご意見をいただいたことは確かでございますけれども、やはり急速に進む少子化、社会環境の変化に対応して、再編整備は避けることができないということから、改めてご説明を申し上げます。通学方法等について具体的にお示しできていないということについて、地域のみなさまにご不安を与えてしまったことについて、お詫びをしたものでございます。

それから、後期の実施計画に関わって、小野町の説明会の件、お質しがございましたけれども、こちらについては、ホームページへの掲載が事務方の遅れで遅れてしまったということで、そこはお詫びを申し上げますが、町の方々には事前にご案内を差し上げておいたところでございます。

それから、給食費につきまして、学校給食の在り方につきましては、学校の設置者である市町村が判断すべきものだというふうに考えております。無償化につきましても市町村が判断すべきものであると認識しております。

以上